

第 24 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

2 開催の場所 松江市役所西棟 5 階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 1 4 6 号 農業委員会の辞任について

議 第 1 4 7 号 運営委員会委員の選出について

議 第 1 4 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 4 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 5 0 号 非農地確認について

議 第 1 5 1 号 農用地利用集積計画の訂正について

議 第 1 5 2 号 農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について

議 第 1 5 3 号 農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について

報告第 3 9 号 会長専決処分の報告

報告第 4 0 号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（15 名） 欠席委員（3 名）

1 番 小村 伸吾 (欠)	2 番 吉岡 雅裕 (出)	3 番 角田 正紀 (出)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (出)
7 番 清原 昭 (出)	9 番 古藤 俊光 (出)	10 番 渡部 文明 (出)
11 番 宮廻 彰夫 (欠)	12 番 永江 りえ (出)	13 番 勝田 達雄 (出)
14 番 矢野 秀行 (出)	15 番 松本 喜次 (出)	16 番 石原 一男 (出)
17 番 岸本 定朝 (出)	18 番 森口 順子 (出)	19 番 三島 進 (欠)

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長

毛利 佐織

農地係主任

佐藤 努

農地係長

松浦 孝

農地係主任主事

井上 雄太

農地係主任

青山 浩之

6 会議内容

事務局	本日の総会は、三島会長が欠席のため「農業委員会等に関する法律」第5条第5項に基づき、岸本副会長が会長の職務代理者として総会の進行をしていただきます。 よろしく願いいたします。
副会長 (議長)	それでは、ただ今から第24回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、1番委員、11番委員、19番委員から提出されています。現に在任する委員の数、18名のうち、15人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。 次に、本日の議事録署名委員を指名します。12番委員、13番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の佐藤主任と井上主任主事にお願いします。 それでは、議事にはいります。議第146号「農業委員の辞任について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第146号、農業委員の辞任についてを説明いたします。 11番委員より、令和7年4月14日付で辞任願が松江市長宛に提出されました。それに伴い、松江市長から農業委員会に対して、11番委員の辞任の同意の可否について諮問があったものです。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項に、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができると記してあります。11番委員の辞任願の理由は、離農のためと記載があり、辞任理由として適当と考えます。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第146号、市長が農業委員の辞任願を受理することについて、同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしということですので、議第146号、市長が農業委員の辞任願を受理することについて、同意いたします。 次に、議第147号「運営委員の選出について」を上程いたします。
事務局 議長	(議案朗読) これは、11番委員の辞任に伴うもので、その後の対応について、令和7年5月21日に開催した運営委員会で協議を行いました。 その結果、運営委員会を適正に運営するためにも欠員補充が必要であり、後任は、「鹿島地区」、「島根・美保関地区」、「八束地区」ブロックの10番委員にお願いしたいと考えております。10番委員は、平成11年から、合併前の八束町農業委員に任命され、平成29年からは松江市の農業委員として今日まで活動されており、非常に経験豊富でございます。
議長	お諮りいたします。10番委員を運営委員に選出することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。それでは、10番委員より一言ごあいさつをお願いいたします。 (あいさつ)
10番委員 議長	10番委員は、運営委員席にご移動下さい。 次に、議第148号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事	務	局	失礼いたします。議第 148 号、今月の農地法第 3 条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の 4 ページ以降と併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は所有権移転が 4 件 11 筆です。 はじめに、13 番の案件についてご説明します。申請は上大野町の畑 3 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため。受人の世帯は、トラクター、管理機、動噴、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、14 番の案件についてご説明いたします。申請は西川津町の畑 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人の要望のため、申請地の隣地を相続により取得し、耕作している、経営規模拡大のため。受人の世帯は、管理機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は柿を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、15 番の案件についてご説明いたします。申請は東出雲町錦浜の畑 5 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自作地をするため。受人の世帯は、トラクター、重機、草刈り機等の農業用機械をリースされる予定です。取得後はイチジク、柿等の果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、16 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町佐々布の畑 2 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、遠方で後継者がいないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のため。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 以上、すべての案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議	長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。	
7	番 委 員	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。	
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。	
		(なしの声)	
議	長	ないようでございますので、採決をいたします。議第 148 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。	
		(異議なしの声)	

議 長	ご異議なしということですので、議第 148 号は原案のとおり許可することに決めます。
事 務 局	次に、議第 149 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
	議題 149 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 8 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。 はじめに、5 条 13 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町東来待の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 7 年 5 月 7 日付けで農振除外済みです。転用目的は、駐車場です。転用面積は 121 m²、所要面積も同様の 121 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 14 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町東来待の 14 筆および穴道町西来待の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場および駐車場です。転用面積は 9,725 m²、所要面積も同様の 9,725 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、国道を挟んで所在する転用事業者が経営する運送会社の敷地が手狭な状態となり、敷地拡張のため、資材置場および駐車場を整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 15 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 7 年 5 月 7 日付けで農振除外済みです。転用目的は、駐車場です。転用面積は 215 m²、所要面積も同様の 215 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 16 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、時期は不明ですが、農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 184 m²、所要面積も同様の 184 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 17 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は手角町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、

過去に土地改良があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、仮設道路です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、第1種農地で行う一時転用に該当します。転用面積は2,013㎡の内550㎡、所要面積も同様の550㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和8年3月15日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い、仮設道路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条18番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、工事現場事務所および資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は859㎡の内275㎡、所要面積も同様の275㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和8年2月28日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い、工事現場事務所及び駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条19番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は菅田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は39㎡、所要面積は隣接する宅地とあわせて163㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地と隣接する宅地をあわせて整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条20番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、時期は不明ですが、農振除外済みです。転用目的は、資材置場です。転用面積は39㎡、所要面積も同様の39㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和7年7月31日までです。事業計画は、●●●●●工事に伴い、資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条21番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は美保関町諸喰の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は441㎡、所要面積も同様の441㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、借人が代表を務める任意団体が、地域の魅力向上のための事業を実施するにあたり、申請地を駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出され

事務局	ています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5条22番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町伊志見の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和7年5月7日付けで農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は324㎡、所要面積も同様の324㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 最後に、5条23番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八束町入江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和7年5月7日付けで農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は192㎡、所要面積も同様の192㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程しました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 7番 委員	長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 員 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。 長 ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議	(なしの声) 長 ないようでございますので、採決いたします。
議	はじめに、議第149号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、17番、22番以外について採決いたします。 長 議第149号のうち、17番、22番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声) 長 ご異議なしということですので、議第149号のうち、17番、22番以外は原案のとおり許可することに決めます。
議	次に、議第149号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、17番、22番について採決いたします。 長 議第149号のうち、17番、22番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声) 長 ご異議なしということですので、議第149号のうち、17番、22番以外は原案のとおり許可することに決めます。
	次に、議第149号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、17番、22

議	長	番について採決いたします。 議第 149 号のうち、17 番、22 番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 149 号のうち、17 番、22 番は原案のとおり許可相当であると確認することに決します。 次に、議第 150 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	失礼します。議第 150 号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 1 件 2 筆です。 2 番について説明します。土地の所在は、美保関町笠浦、都市計画区域外、農振農用地区域外の畑 2 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道松江鹿島美保関線と市道菅谷 1 号線の交点から南西に約 100 メートルに位置しており、昭和 50 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議	長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 150 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 150 号は、原案のとおり確認することに決します。 次に、議第 151 号「農用地利用集積計画の訂正について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	失礼します。議第 151 号、松江市農用地利用集積計画の訂正についてご説明いたします。議案 15 ページをご覧ください。この秋鹿町 53 番、田 1,205 m²の利用権設定は 3 月の総会において決定し、3 月 28 日付けで公告したものです。この 1 筆を含む 3 筆の転貸の更新案件として決定したのですが、相対契約にもこの 1 筆についての利用権設定があったことが分かり、また転貸と相対とでは借手が異なっておりましたので、確認したところ相対契約の借手秋鹿町の●●●●が正しいことを確認しました。よって、3 月の農用地利用集積計画の転貸契約からこの 1 筆を削除して訂正するものです。 以上、ご審議をお願いします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議	長	(なしの声)
		ないようでございますので、採決いたします。議第 151 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
		ご異議なしということですので、議第 151 号は、原案のとおり承認することに決します。
事	務	次に、議第 152 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
		失礼します。議第 152 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、ご説明いたします。この「農用地利用集積等促進計画」につきましては、地域計画の区域内と区域外では農業委員会に諮ることに関して機構法の条項が異なることもあり、事務局で検討の結果別の議案としてお諮りすることになりましたので、議第 152 号では地域計画の区域内についてご説明いたします。お手元の議案 17～25 ページをご覧ください。転 1 番は大野地区、更新案件です。転 2 番～3 番は秋鹿地区、更新案件です。転 4 番～6 番は古江地区、転 4 番、6 番は更新案件、5 番は新規案件です。転 7 番～8 番は生馬地区、新規案件です。転 9 番～12 番は朝酌地区、転 9 番、11 番～12 番は新規案件、10 番は更新案件です。転 13 番～14 番は持田地区、新規案件です。転 15 番は本庄地区、新規案件です。転 16 番～17 番は竹矢地区、更新案件です。転 18 番、19 番のうち 1 筆は大庭地区、更新案件です。転 19 番のうち 6 筆、20 番～35 番は東出雲地区、転 19 番のうち 6 筆、20 番～21 番、24 番、28 番、33 番、35 番は更新案件、22 番～23 番、25 番～27 番、29 番～32 番、34 番は新規案件です。転 36 番は八雲地区、新規案件です。転 37 番は穴道地区、新規案件です。転 38 番～41 番は八束地区、38 番は新規案件、39 番～41 番は更新案件です。今回の転貸契約のうち地域計画区域内の地目別面積は、田 127,524 m ² 、畑 11,705 m ² 、計 139,229 m ² です。
議	長	以上、ご審議をお願いします。
		説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
5 番 委 員	事 務 局	転 1 の借手がないのはなぜなのか。
		ほ場整備工事期間中は、公社が借りることとなり、このような表記となっているためです。
議	長	ほかにございませんか。
議	長	(なしの声)
		ないようでございますので、採決いたします。議第 152 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
		ご異議なしということですので、議第 152 号は、原案のとおり承認することに決します。
		次に、議第 153 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について」を上

議 事	局長	程します。事務局の説明をお願いします。 失礼します。議第 153 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について、ご説明いたします。地域計画の区域外の案件です。お手元の議 27～31 ページをご覧ください。転 42 番～45 番は秋鹿地区、新規案件です。転 46 番は法吉地区、新規案件です。転 47 番～49 番は朝酌地区、47 番は更新案件、48 番、49 番は新規案件です。転 50 番は乃木地区、更新案件です。転 51 番～57 番は東出雲地区、51 番～56 番は新規案件、57 番は更新案件です。転 58 番は玉湯地区、新規案件です。今回の転貸契約のうち地域計画区域外の地目別面積は、田 30,870 m²、畑 218 m²、計 31,088 m²です。 以上、ご審議をお願いします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声）
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 153 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	ご異議なしということですので、議第 153 号は、原案のとおり承認することに決します。 次に、報告に入ります。報告第 39 号「会長専決処分の報告」及び報告第 40 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。 （報告）
事 務 局	局長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第 24 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。